

長期優良住宅建築等計画に係る認定申請手数料等(平成29年4月1日～)

1 1件あたりの認定申請手数料(法5 I・II・III関係)

- 共同住宅の場合：次の①～③の金額を合計した額が1件(1住戸)あたりの手数料となります。
- ① 基本額÷認定申請戸数(10円未満切り捨て)
 - ② 建築確認申請手数料相当額÷認定申請戸数(10円未満切り捨て)・・・法6 IIの申出を行う場合のみ合計
 - ③ 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事の審査を求める建築物の場合の審査手数料相当額(以下、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額)
÷認定申請戸数(10円未満切り捨て)・・・審査を求める場合のみ合計
- 一戸建ての住宅の場合：次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。
- ① 基本額
 - ② 建築確認申請手数料相当額・・・法6 IIの申出を行う場合のみ合計
 - ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・審査を求める場合のみ合計

【表1】基本額

建築物の床面積	新築住宅			増築・改築住宅		
	認定基準 一部適合住宅 (※1)	設計性能 評価住宅 (※2)	左記以外	認定基準 一部適合住宅 (※1)	左記以外	
一戸建ての住宅	13,000円	19,000円	74,000円	19,000円	110,000円	
共同住宅等	500㎡以下	25,000円	58,000円	37,000円	160,000円	
	500㎡超～1,000㎡以下	41,000円	100,000円	61,000円	277,000円	
	1,000㎡超～2,500㎡以下	70,000円	193,000円	105,000円	565,000円	
	2,500㎡超～5,000㎡以下	135,000円	366,000円	202,000円	1,091,000円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下	254,000円	597,000円	1,254,000円	381,000円	1,881,000円
	10,000㎡超～20,000㎡以下	471,000円	1,114,000円	2,344,000円	706,000円	3,515,000円
	20,000㎡超～30,000㎡以下	672,000円	1,651,000円	3,618,000円	1,008,000円	5,427,000円
30,000㎡超	801,000円	1,994,000円	4,382,000円	1,201,000円	6,572,000円	

※1 認定基準一部適合住宅とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下、「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下、「登録住宅性能評価機関」という。)が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る住宅をいいます。

※2 設計性能評価住宅とは、登録住宅性能評価機関が品確法第5条第1項の規定により住宅性能評価(設計された住宅に係るものに限る)を行った計画に係る住宅をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

建築物	床面積の合計	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
建築物	100㎡以下	31,000円	56,000円
	100㎡超～200㎡以下	38,000円	65,000円
	200㎡超～500㎡以下	60,000円	87,000円
	500㎡超～1,000㎡以下		154,000円
	1,000㎡超～2,000㎡以下		210,000円
	2,000㎡超～5,000㎡以下		370,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以下		499,000円
	10,000㎡超～50,000㎡以下		663,000円
	50,000㎡超		1,082,000円
建築設備		23,000円	
工作物		37,000円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積(※3)	手数料
200㎡以下	117,100円
200㎡超～500㎡以下	140,000円
500㎡超～1,000㎡以下	162,800円
1,000㎡超～2,000㎡以下	185,700円
2,000㎡超～10,000㎡以下	221,900円
10,000㎡超～50,000㎡以下	294,700円
50,000㎡超	541,300円

※3 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2 1件あたりの変更認定申請手数料（法8 I 関係）

- 共同住宅の場合：次の①～③の金額を合計した額が1件（1住戸）あたりの手数料となります。
- ① 基本額÷変更認定申請戸数（10円未満切り捨て）
 - ② 建築確認申請手数料相当額÷変更認定申請戸数（10円未満切り捨て）・・・法6 IIの申出を行う場合のみ合計
 - ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額（10円未満切り捨て）
- 一戸建ての住宅の場合：次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。
- ① 基本額
 - ② 建築確認申請手数料相当額・・・法6 IIの申出を行う場合のみ合計
 - ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・判定を求める場合のみ合計

【表1】基本額

建築物の床面積	新築住宅			増築・改築住宅	
	認定基準一部適合住宅（※1）	設計性能評価住宅（※2）	左記以外	認定基準一部適合住宅（※1）	左記以外
一戸建ての住宅	13,000円	19,000円	74,000円	19,000円	110,000円
共同住宅等	500㎡以下	25,000円	58,000円	37,000円	160,000円
	500㎡超～1,000㎡以下	41,000円	100,000円	61,000円	277,000円
	1,000㎡超～2,500㎡以下	70,000円	193,000円	377,000円	565,000円
	2,500㎡超～5,000㎡以下	135,000円	366,000円	728,000円	1,091,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以下	254,000円	597,000円	1,254,000円	1,881,000円
	10,000㎡超～20,000㎡以下	471,000円	1,114,000円	2,344,000円	3,515,000円
	20,000㎡超～30,000㎡以下	672,000円	1,651,000円	3,618,000円	5,427,000円
	30,000㎡超	801,000円	1,994,000円	4,382,000円	6,572,000円

【表2】建築確認申請手数料相当額

建築物	変更に係る部分の床面積の1/2 + 増加部分の床面積	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
建築物	100㎡以下	31,000円	56,000円
	100㎡超～200㎡以下	38,000円	65,000円
	200㎡超～500㎡以下	60,000円	87,000円
	500㎡超～1,000㎡以下	154,000円	
	1,000㎡超～2,000㎡以下	210,000円	
	2,000㎡超～5,000㎡以下	370,000円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下	499,000円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下	663,000円	
	50,000㎡超	1,082,000円	
	建築設備		16,000円
工作物		26,000円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積の1/2（※3）	手数料
200㎡以下	117,100円
200㎡超～500㎡以下	140,000円
500㎡超～1,000㎡以下	162,800円
1,000㎡超～2,000㎡以下	185,700円
2,000㎡超～10,000㎡以下	221,900円
10,000㎡超～50,000㎡以下	294,700円
50,000㎡超	541,300円

3 1件あたりの譲受人変更認定申請手数料（法9 I 関係）

6,300円

4 1件あたりの承継承認申請手数料（法10関係）

6,300円

【承継承認申請が必要な場合】

- ・ 認定計画実施者が、AからBへの変更
- ・ 認定計画実施者が、AからAとBへの変更
- ・ 認定計画実施者が、AとBからAへの変更 等

5 算定事例

【事例1】

住戸数17戸・建築物の床面積1,500㎡のマンション（登録住宅性能評価機関による事前審査を受けていない。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定を全住戸が申請する場合であって、かつ、法6 IIの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

1件（1住戸）あたりの認定申請手数料=42,120円

（内訳）

- ①基本額÷認定申請戸数=377,000円÷17戸=22,176円→22,170円
- ②建築確認申請手数料相当額÷認定申請戸数=210,000円÷17戸=12,352円→12,350円
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額÷認定申請戸数=185,700円÷17戸=10,923円→10,920円

申請をまとめる場合の手数料合計額=45,440円×17=772,480円

【事例2】

住戸数17戸・建築物の床面積1,500㎡のマンション（登録住宅性能評価機関による事前審査を受けていない。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定を11戸が申請する場合であって、かつ、法6 IIの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

1件（1住戸）あたりの認定申請手数料=65,100円

（内訳）

- ①基本額÷認定申請戸数=377,000円÷11戸=34,272円→34,270円
- ②建築確認申請手数料相当額÷認定申請戸数=210,000円÷11戸=19,090円
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額÷認定申請戸数=185,700円÷11戸=16,881円→16,880円

申請をまとめる場合の手数料合計額=70,240円×11=772,640円